

入札公告

下記のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）第8条及び新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号）第3条の規定に基づき公告する。

なお、この入札に係る調達は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和4年6月28日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
検体検査自動分析装置 1式
- (2) 調達物品の内容等
入札説明書のとおり
- (3) 履行場所
新潟市民病院（新潟市中央区鐘木463番地7）
- (4) 履行期限
令和5年1月31日まで
- (5) 入札方法
上記1(1)の調達物品の総価で入札に付する。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本市の入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領での別表2の9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

3 入札手続等

- (1) 担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所
郵便番号 950-1197
新潟市中央区鐘木 463 番地 7
新潟市民病院事務局管理課用度グループ
電 話 025-281-5151（代表）内線 3108 F A X 025-281-5187
電子メール kanri.ch@city.niigata.lg.jp
- (2) 入札説明書等の公開日及び入手方法
令和4年6月28日から新潟市民病院ホームページでダウンロードすること。
<http://www.hosp.niigata.niigata.jp/>
- (3) 一般競争入札参加申請書の提出期間、場所及び提出方法
令和4年6月28日から令和4年7月19日17時までに、上記3(1)に持参又は郵送（必着）すること。
- (4) 仕様書等についての質疑書の提出期間、場所及び提出方法
令和4年6月28日から令和4年7月11日17時までに、上記3(1)へファックス又は電子メールにより提出すること。
- (5) 入札及び開札の日時、場所
令和4年8月8日 午前10時30分
場所は、上記3(1)の同所 3階301会議室
- (6) 入札書の提出方法（持参又は郵送すること。）
持参の場合 上記3(5)で指定する日時・場所に持参。
郵送の場合 令和4年8月5日17時までに上記3(1)の場所に必着とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。
- (4) 入札の無効
ア 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のないものがした入札。
イ 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しが

たい入札。

ウ 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札。

エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札。

オ 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。

カ 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札。

キ 入札公告等において示した入札書の提出期限までに到着しなかった入札。

ク 入札書記載の金額を加除訂正した入札。

ケ その他入札に関する条件に違反した入札。

コ 上記エ又はオに該当する入札について、その入札の全部を無効とすることがある。

(5) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が複数あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

ウ 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった者から請求があったときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由、並びに当該請求を行った者の入札が無効とされた場合においては無効とされた理由を、速やかに当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 本調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2(1)に掲げる本市の入札参加資格者名簿に登載されていない者が競争に参加するためには、令和4年7月12日までに新潟市財務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格の認定を受けなければならない。

(9) 落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

(10) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Type and amount of goods to be purchased:

Automated clinical chemistry analyzer Quantity: 1 set

- (2) Date and time for submission and opening of tenders:

10:30a. m. August8, 2022

- (3) Contact and inquiries:

Management Division, Department of Hospital Administration,

Niigata City General Hospital, Niigata City Office

463-7 Shumoku, Chuo Ward, Niigata City, 950-1197 Japan

Phone: 025-281-5151 Ext. 3108 (From outside Japan: +81-25-281-5151)

Fax: 025-281-5187 (From outside Japan: +81-25-281-5187)

入 札 説 明 書

調 達 物 品 名

検体検査自動分析装置

令和4年6月

新潟市民病院事務局管理課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市民病院契約規程（平成20年新潟市民病院管理規程第26号。以下「規程」という）、新潟市民病院物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成20年新潟市民病院管理規程第28号。以下「特例規程」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の番号
新潟市民病院契約公告第2号にかかる、病第2022022号
- (2) 調達物品名及び数量
検体検査自動分析装置 1式
- (3) 調達物品の内容等
仕様書のとおり
- (4) 履行場所
新潟市民病院（新潟市中央区鐘木463番地7）
- (5) 履行期限
令和5年1月31日まで
- (6) 予定価格
非公表とする。
- (7) 入札方法
上記1(2)の調達物品の総価で入札に付する。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本市の入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領での別表2の9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

3 問い合わせ先等

契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問い合わせ先

郵便番号950-1197

新潟市中央区鐘木463番地7

新潟市民病院事務局管理課用度グループ

電話 025-281-5151 内線3108 FAX 025-281-5187

電子メール kanri.ch@city.niigata.lg.jp

4 競争入札参加申請等

- (1) 本件調達物品の入札に参加を希望する者は、別紙1「一般競争入札参加申請書」を、令和4年7月19日17時までに上記3の場所に直接又は郵便（必着）により提出すること。
また、提出された書類に関し説明を求められた場合は、随時それに応じなければならない。
- (2) 一般競争入札参加申請書提出後に入札参加を辞退するときは、その旨を書面で届け出ること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認結果については、上記4（1）により提出された書類に基づく審査の上入札参加資格の有無を決定し、令和4年7月27日までに一般競争入札参加資格確認結果通知書を発送する。

5 入札保証金

入札保証金は免除する。

6 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時、場所
令和4年8月8日 午前10時30分
上記3の同所 3階301会議室
- (2) 郵送による入札書等の提出期間及び提出先
令和4年7月29日（金）から令和4年8月5日（金）17時までに上記3の場所へ提出すること（書留郵便に限る）。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書（案）及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。
また、仕様書等について疑義がある場合は、質疑書（別紙3）を令和4年6月28日から令和4年7月11日17時までに上記3の場所へ電子メール又はファックスにより提出すること。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札会場には、入札参加者又はその代理人以外の者は入場することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札会場に入場することができない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札担当職員に上

記4 (3) の規定により入札参加資格有と通知された一般競争入札参加資格確認結果通知書（写し可）並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状（別記様式第2号）を提出すること。

- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、入室の際次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別記様式1号）を提出しなければならない。
 - ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、氏名及び押印（外国人にあつては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

ただし代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、氏名、受任者名（代理人の氏名）及びその押印
 - イ 入札金額
 - ウ 履行場所
 - エ 品名、数量、単価及び金額
 - オ 品質・規格詳細に記載すること。又は「仕様書のとおり」という記載でも構わない。
- (10) 入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (11) 郵送により入札する場合は、入札書は封書とし、その封皮に入札の日付、品名、入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）を記載すること。

また、入札書を入れた封筒を二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きの上、上記6 (7) で示す一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封し、書留郵便で郵送すること。
- (12) 入札書等及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること。鉛筆及び消せるボールペンの使用は認めない。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印すること。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (15) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (16) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札を中止し、又は延期し若しくは抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (18) 開札した場合において、有効とする入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がな

いときは、6 (1)の入札及び開札の日時以降に再度の入札を行う。再度入札の方法については、別途指示する。また、後記7の各号に該当する無効入札をした者は、再度入札に加わることができない。

- (19) 再度入札は1回とし、落札者のない場合は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札。
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札。
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札。
- (7) 入札公告等において示した入札書の提出期限までに到着しなかった入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札。
- (10) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由、当該請求を行った者の入札が無効とされた場合においては無効とされた理由を、速やかに当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

9 契約の停止等

本調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

10 契約保証金

新潟市民病院契約規程第 1 条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第 33 条及び第 34 条の規定による。

11 契約書の作成

(1) 契約書を作成する場合には、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 10 日以内の間に当該契約を締結しなければならない。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。

(2) 契約書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12 支払いの条件

納入物品等の代金は、当院の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

13 契約条項

別添「契約書（案）」による。

14 競争入札参加資格審査申請

上記4 (1) で規定する一般競争入札参加申請時に、上記2 (1) で示す名簿に登載されておらず、本入札に参加を希望する者は、「政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請書」を令和4年7月12日（火）までに次の申請先に提出しなければならない。申請書類は、新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

この場合、入札参加者は本申請書類の一部である「政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請受付確認票」の写しを上記4 (1) で規定する提出書類に含め、一般競争入札参加申請を行うこととする。

申請（問い合わせ）先 郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通 1 番町602番地 1

新潟市財務部契約課物品契約係

電話：025-226-2213（直通）

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top

別紙 1

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市病院事業管理者

申請者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

(電話番号

)

(FAX番号

)

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

公告年月日	令和4年6月28日
公告番号	新潟市民病院契約公告第2号
調達物品名	検体検査自動分析装置

別紙 3

質 疑 書

年 月 日

(宛先) 新潟市病院事業管理者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者)

(電話番号)

(FAX番号)

1 公 告 番 号

2 調 達 物 品 名

質 疑 事 項

注1 回答は、本質疑書の提出後10日以内に、新潟市民病院ホームページの当該調達物品の一般競争入札公告一覧に掲示します。

注2 この質疑書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。

注3 提出期間を過ぎた場合は受理しません。

入札(見積)書

年 月 日

新潟市病院事業管理者 様

住 所

氏 名

㊞

受 任 者

㊞

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく入札(見積)条件を承認の上入
札(見積)いたします。

金 額			円		
履 行 場 所					
品 名	品 質・規 格	数 量	単 価	金 額	

(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

委任状

年 月 日

新潟市病院事業管理者 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所

氏名

㊞

受任者 氏名

㊞

記

件名

【受任者が入札する場合の記載例】

記載例

別記様式第1号
入札用(物品・委託)

入札(見積)書

〇〇年〇月〇〇日

新潟市病院事業管理者 様

●代表者本人が入札する場合は記入しない。
●委任する場合は、受任者名を記入し、委任状と同じ印を押印してください。

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 △△株式会社
(注) 新潟支店長 〇〇 〇〇

受任者 〇〇 〇〇 (印)

新潟市病院契約規程及びこれに基づく入札(見積)条件を承認の上入札(見積)いたします。

金額	¥〇〇〇、〇〇〇 円			
履行場所	〇〇〇〇			
品名 △△△	品質・規格 △△△	数量 〇〇	単価 〇〇	金額 〇〇〇、〇〇〇

「仕様書のとおり」という記載でも結構です。

(注)：新潟市入札参加登録での名称及び届出使用印

同一の印

別記様式第2号

委任状

〇〇年〇月〇〇日

新潟市病院事業管理者 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 △△株式会社
新潟支店長 〇〇 〇〇 (印)

受任者 〇〇 〇〇 (印)

記

件名 〇〇〇〇〇

届出印の使用

※社印・代表者印は新潟市競争入札参加資格登録での「使用印鑑届」で登録された印で押印願います。

検体検査自動分析装置仕様書

趣 旨

新潟市民病院に設置予定の検体検査自動分析装置の調達に関する契約履行について必要な事項を定めるものとする。

1 調達物品名

検体検査自動分析装置

2 履行場所

新潟市民病院（新潟市中央区鐘木 463 番地 7）

3 履行期限

令和 5 年 1 月 31 日まで

4 納入物品

（1）物品名

検体検査自動分析装置 1 式

（2）要求仕様

当該装置は、別紙「検体検査自動分析装置要求仕様書」の要件を満たしたものであること。

（3）対象機器（参考銘柄）及び構成内訳

入札対象機器は、下記のとおりとする。

各機器の詳細および構成内訳は、別紙「検体検査自動分析装置明細書」のとおり。

アボットジャパン社 「全自動化学発光免疫測定装置 Alinity i システム I2」

キヤノンメディカルシステムズ社 「臨床化学自動分析装置 TBA-FX8/9B」

キヤノンメディカルシステムズ社 「臨床化学自動分析装置 TBA-120FR/JD」

エイアンドティー社 「検体検査自動化システム CLINILOG V4」

シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス社

「全自動化学発光免疫測定装置 ケミルミ ADVIA Centaur XPT」

（4）付随費用

本入札金額には次の費用を含む。

①入札対象物品の運搬・搬送・設置施工・調整費等及び既存品の撤去費用等

②関係法令に基づく全ての申請関係書類の作成及び計測・試験等

（5）保守体制

①保守体制

通常の使用で発生した故障の修理及び定期的保守点検を実施できる体制であること。

②支援体制

年間を通じて24時間の連絡ができる体制であり、障害時において復旧のため通報を受けた場合、迅速に対応ができる体制であること。

③保証期間

納入検査確認後、1年間は通常の使用により故障した場合、無償修理に応じること。

(6) 設置条件

①入札後実際の納入期日までにモデルチェンジ等により、対象物品を納入することができなくなった場合には、病院側と協議のうえ後継機種を納入すること。

②取扱説明

取扱説明に関する教育訓練は、当院が指定する日時、場所で行うこと。

5 同等品の照会

上記4(3)記載の機器以外の同等の品質、機能を有する製品(同等品)の納入を希望する場合は、下記により照会し、了承を得ること。

- (1) 照会方法 別紙様式「同等品承認願」に、該当する品名及び同等品のメーカー名、銘柄等を記載するとともに、カタログの写し等を添付する。必要に応じ同等の品質、機能を有することを証する資料を添付すること。
- (2) 照会期間 令和4年7月19日17時まで
- (3) 照会先 新潟市民病院事務局管理課用度グループ
- (4) その他 持参またはFAXによる

6 守秘義務

落札者は業務上知り得た病院及び患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

検体検査自動分析装置 要求仕様書

L A S (検査搬送システム) 運用仕様

1-1 検体搬送ラインシステム

1-1-1 検体搬送ラインシステムは以下の要件を満たすこと

- (1) 多種類の検体容器の搬送ができること。
- (2) 多種類の検体容器の混在する場合でも速やかな搬送ができること。
- (3) 検体を目的の分析装置へ迅速に移送できること。
- (4) 緊急検体などの優先度の高い検体が迅速に処理されるよう、検体を追い越して搬送できる機能を有すること。
- (5) 上位システムからの再検指示情報に従い、再検査の為に優先して検体再搬送を行う機能を有すること。
- (6) 複数の分析装置で同一項目が処理できる場合には、分析装置へ検体数レベルでの均等負荷配分を行い、装置の処理能力を低下させないこと。
- (7) エラー検体や検体回収ユニットより検体を取り込み、オペレーターに通知する機能を有すること。
- (8) 搬送ラインに接続された分析装置の接続・切り離しは、搬送ラインが稼働中でも実施できること。
- (9) メンテナンスは24時間対応可能であること。県内に技術員が常駐していること。
- (10) 将来、他に分析装置の接続の必要性が生じた場合、接続が可能であること。
- (11) リモートメンテナンスをおこなう事。接続にあたっては専用回線またはそれに準ずる情報安全を確保すること。
- (12) 検体搬送ラインの状況を把握可能なことが望ましい。

- 検体搬送ラインシステムは、搬送ライン管理システム、検体前処理部、閉栓ユニット、分析装置接続部(2-1. 臨床化学自動分析装置(1)2式、3-1. 全自動化学発光免疫測定装置(1)1式)、検体収納部で構成されること。
- (13)

1-1-2 搬送コントローラは以下の要件を満たすこと

- (1) 検査情報システムから検査依頼情報を受信し、検査情報システムと連動して適正な検体搬送を行う為の各ユニットを制御する機能を有すること。
- (2) 搬送コントローラは、システムサーバー式、無停電電源装置(UPS)で構成されること。
- (3) メンテナンス等の必要時を除き、24時間365日完全無停止で稼働が可能なこと。
- (4) 分注量の条件設定、再検条件の設定については検査情報システムの設定で変更可能であること。
- (5) 搬送ラインの稼働状況を容易に把握できること。
- (6) 搬送ライン上の親検体および子検体の位置を確認できるモニタリング機能を有すること。
- (7) 複数の分析装置で同一項目が処理できる場合には、分析装置へ検体数レベルでの均等負荷配分を行う為のマスタ設定が可能なこと。また、再検検体は、初検と異なる分析装置で行うこと。
- (8) 患者ID、氏名、管理番号などの患者属性情報に基づき検体の収納位置を容易に判断し、表示及び印字出力する機能を有すること。

1-1-3 検体前処理部は以下の要件を満たすこと

- (1) 一式の検体架設数は200検体以上であること。
- (2) 一般検体投入口と緊急検体投入口の2箇所以上の投入口を有すること。また、投入口それぞれ個別に処理優先順位の設定が可能であること。（ダウン対策を考慮し2つの投入口が機械的に完全に独立している事が望ましい）
- (3) 直径13mm以上16mm以下、長さ75mm以上100mm以下の採血管を使用できること。
- (4) 投入口から血清用採血管、血漿用採血管、尿用スピッツ管何れかを用いて血清、血漿、尿、腹水、胸水検体を投入できること。
- (5) 容器に貼付されたバーコードを読み取り、検査情報システムと連動し検査依頼内容を元に適正な次工程への情報引継と容器搬送が行えること。
- (6) NW7、Code39、ITF形式のバーコードラベル（13桁以上）を読み取る機能を有すること。
- (7) バーコード不良、依頼無し検体、重複検体等の理由による不良検体の検知機能を有し、バーコード読取エラー検体、依頼無し検体、重複検体があれば指定の場所に搬出すること。
- (8) 上記不良検体の検出時に、本体または搬送コントローラから警告ランプや音等によってリアルタイムにオペレーターに警告する機能を有すること。
- (9) 検体バーコードの不良等による、読取不能の検体に対して、手入力、ハンディバーコードリーダー等にて読取処理を行い、投入ができること。
- (10) 同一IDで複数取りの採血管を同時に投入できること。
- (11) 投入した検体容器を自動開栓できること。
- (12) シール栓または、ゴム栓のどちらか一方の採血管を開栓できること。
- (13) 開栓は1本単位で行うこと。
- (14) 開栓時の検体の飛散、他検体への混入を回避できる構造であること。
- (15) 開栓処理速度は500検体/時間以上であること。
- (16) 開栓異常時には、警告音等によってリアルタイムにオペレーターに警告する機能を有していること。
- (17) ラックに搭載されている容器の有無と開栓済み有無を認識し、空ポジションと開栓不要な容器に対しスキップして次工程へ迅速に送る機能があること。
- (18) 元検体の検査依頼情報から、全自動で必要な子検体を作成する機能を有すること。
- (19) 1本の親検体から、子検体を5本以上作成できること。
- (20) 1:1分注時、1時間に500検体以上の処理能力を有していること。
- (21) 子検体の作成は、オンライン機器用とオフライン機器用、保存分注が同時に作成できること。
- (22) 分注された子検体を検査目的別に分類配置する機能を有すること。
- (23) 分注・分配方式は、ディスポーザブルチップ自動交換方式であること。
- (24) 検体の液面検知機能を有すること。
- (25) 検体量不足やフィブリンなどの不純物が検出された場合には分注を行わず、血清を親検体に戻す機能を有すること。

- (26) 上記の場合、分注エラー検体として所定の位置に搬出する機能を有すること。
- (27) 検体量不足やフィブリンなどを検出した際、本体あるいは搬送コントローラにエラー表示を行い、警告音等でリアルタイムにオペレーターに警告する機能を有すること。
- (28) 血清等がチップから垂れても他のチューブ等に混入しない対策が取られていること。
- (29) 検査情報システムまたは搬送システムで設定した項目毎の分注量と測定分析機単位でのデッドボリュームを加算した検体量を分注することが可能なこと。
- (30) 子検体作成の分注優先順位をユーザーが設定可能なこと。
- (31) 分注不要の検体は自動的に検知され、通過させる機能を有していること。
- (32) 作成した子分注検体には、検査情報システム側で指定した文字情報、バーコード情報を印字したラベルが貼られていること。
- (33) 子検体容器は300本以上セットできること。
- (34) 同じ親検体から作成する子検体、保存検体は同じ1チップで作成できること。

1-1-4 検体回収部は以下の要件を満たすこと

- (1) 前処理ユニットで処理作成した保存用検体と測定済検体を搬送ラインから自動的に収納が可能なこと。
- (2) 同時に収納できる容器数は1000本以上であること。
- (3) 搬送ラインを停止すること無く検体収納ラックを抜き出す事が可能なこと。

1-1-5 閉栓ユニットは以下の要件を満たすこと

- (1) アルミシールを使用したフタ材を熱で検体容器に接着する方式での閉栓機能を有することが望ましい。またその際は、フタ材はロール式で1ロールあたり9400検体分の閉栓動作が可能であること。

2-1 臨床化学自動分析装置(1)

2-1-1 分析装置は以下の要件を満たすこと

- (1) 1式の処理能力は1時間あたり比色系で最大2000テスト以上、電解質で最大600テスト以上であること。
- (2) 分析方法はエンドポイント法、レート法、電極法を採用していること。
- (3) 最大依頼項目数は電解質を含め100項目以上であること。
- (4) 電解質の検体量は、15.0 μ L以下であること。
- (5) 電解質を測定する際使用する電極センサーは3項目 (Na、K、Cl) 一体形であること。
- (6) 搬送接続時の検体サンプリング方式は外部サンプリング方式であること。
- (7) 搬送システムを使用しない場合の最大検体設置本数は150検体以上であること。
- (8) 検体分注量は、1.0~35.0 μ Lの範囲で分注でき、0.1 μ Lステップで設定できること。
- (9) 検体間キャリーオーバーは0.1ppm以下であること。
- (10) サンプリングプローブ類は静電容量変化による液面センサー一体型で、プローブガード機能を有していること。
- (11) 検体を反応セルに直接サンプリングする機能を有していること。
- (12) サンプル吸引時の圧力をモニタリングし、サンプルプローブの詰まりを検知する機能を標準装備し、自動洗浄後に次検体のサンプリングを継続すること。
- (13) 検体容器はサンプルカップ、採血管で測定できること。
- (14) 試薬分注方式はピペッティング方式であること。
- (15) 試薬分注量はR1 : 60~250/R2 : 20~160 μ Lの範囲で1 μ L単位で設定可能であること。
- (16) 試薬庫は全て保冷状態にあり、R1/R2合わせて大180本 (70本) までセット可能であること。
- (17) ボトル渡り機能を有していること。
- (18) 比色系項目の試薬は国内10社以上の試薬メーカーが販売しており、項目ごとに任意の試薬メーカーの選択が可能であること。
- (19) 反応管の光路長は5mm以下であること。
- (20) 反応液量は280 μ L以下の範囲で測光可能であること。
- (21) 反応容器は一体成型硬質ガラス製で、定期交換の必要なく使用可能であること。
- (22) 反応管は2種類の洗剤 (アルカリと酸) と純水で自動洗浄し、次の測定に使用できること。
- (23) 恒温方式はウォーターバス方式であること。
- (24) 攪拌方式は攪拌効果に優れた振動方式のピエゾ攪拌であること。
- (25) 攪拌子はシンプルな構造でメンテナンス性に優れていること。
- (26) 反応時間は10分以内であること。
- (27) 測光方式は反応管直接測光多波長光度計方式で1波長または2波長測光可能であること。
- (28) 測定波長は340~800nmの範囲で12波長の中から選択可能であること。
- (29) 測光ポイント数は33ポイント以上であること。
- (30) 測光位置は1箇所であること。
- (31) 搬送接続した場合、検体載せ替え装置は不要であること。
- (32) 搬送接続において1本搬送あるいはラック搬送に対応が可能であること。
- (33) 分析部本体は幅2500mm以下で奥行き1300mm以下であること。
- (34) 1台あたりの純水使用量は50L/時以下であること。
- (35) 試薬容器は、R1/R2ともに100mL、90mL、70mL、55mL、50mL、20mLが使用可能であること。

2-2 臨床化学自動分析装置(2)

2-2-1 分析装置は以下の要件を満たすこと

- (1) 処理能力は1ユニットで電解質を含め1200テスト/時間以上で、電解質のみの処理能力は1ユニットで600テスト/時間以上であること。
- (2) 測定方法はエンドポイント法、レート法、電極法を採用していること。
- (3) 最大依頼項目数は電解質を含め100項目以上であること。
- (4) 電解質の検体量は、15.0 μ L以下であること。
- (5) 電解質を測定する際使用する電極は3項目 (Na、K、Cl) 一体形であること。
- (6) 検体分注量は、1.0~35.0 μ Lの範囲で分注でき、0.1 μ Lステップで設定可能なこと。
- (7) 検体容器から反応容器まで希釈することなく、1本のプローブで直接分注できる方式であること。
- (8) 検体間キャリアオーバーは0.1ppm以下であること。
- (9) サンプリングプローブ類は静電容量変化による液面センサー一体型で、プローブガード機能を有していること。
- (10) サンプラは二重円ユニバーサルサンプラで、各種サンプル容器 (サンプルカップと採血管) が混在架設可能かつ効率よく検体を処理できること。
- (11) 標準液またはコントロール専用で最低6箇所以上架設できるカバー付き保冷サンプラを有していること。
- (12) サンプル吸引時の圧力をモニタリングし、サンプルプローブの詰まりを検知する機能を標準装備し、自動洗浄後に次検体のサンプリングを継続できること。
- (13) 試薬分注方式はピペッティング方式であること。
- (14) 試薬庫は全て保冷状態にあり、第一試薬、第二試薬あわせて92以上格納可能であること。
- (15) 試薬バーコードが使用可能であること。
- (16) 試薬ボトル渡り機能を有していること。
- (17) 試薬分注量は20~345 μ Lの範囲で1 μ L単位で設定可能なこと。
- (18) 試薬容器は100mL、90mL、70mL、55mL、50mL、20mLが使用可能なこと。
- (19) 比色系項目の試薬は国内10社以上の試薬メーカーが販売しており、項目ごとに任意の試薬メーカーの選択が可能であること。
- (20) 反応管は2種類の洗剤 (アルカリと酸) と純水で自動洗浄し、次の測定に使用できること。
- (21) 反応液量は70~360 μ Lの範囲で測光可能であること。
- (22) 恒温方式はウォーターバス方式であること。
- (23) 攪拌方式は攪拌効果に優れた振動方式のピエゾ攪拌であること。
- (24) 攪拌子はシンプルな構造でメンテナンス性に優れていること。
- (25) 反応容器は一体成型硬質ガラス製で、定期交換の必要なく使用可能であること。
- (26) 測光方式は反応管直接測光多波長光度計方式で1波長または2波長測光可能であること。
- (27) 測光ポイント数は33ポイント以上であること。
- (28) 測定波長は340~800nmの範囲で12波長の中から選択可能であること。
- (29) 分析部本体は幅1600mm以下で奥行き875mm以下であること。
- (30) 純水使用量は25L/時以下であること。

3-1 全自動化学発光免疫測定装置(1)

3-1-1 分析装置は以下の要件を満たすこと

- (1) 処理能力は1モジュール200テスト、2モジュール400テスト/時以上であること。
- (2) 装置内に試薬保冷機能を有し、試薬の同時架設項目が40試薬以上の容量を有すること。
- (3) 画面操作はタッチスクリーン操作によること。
- (4) 装置PC内に患者検体測定結果を200,000件保存可能であること。
- (5) 試薬、検体サンプリングはディスポーザブルチップを必要としないプローブ方式であること。
- (6) サンプリング時の吸引圧をモニタリングしプローブの詰まりを検知する機能を有すること。
- (7) 測定原理は化学発光免疫測定法（CLIA法）であること。
- (8) 検体バーコードの読み取りはデジタルカメラによるスキャン方式であること。
- (9) 検体ラックは6本仕様であること。
- (10) 試薬保冷クーラーは水冷式であること。
- (11) ライトと音でエラー発生等を知らせる機能を装備していること。
- (12) 150検体以上の検体同時架設機能を有すること。
- (13) 測定中に試薬・共通試薬および消耗品を追加・交換が可能であり、共通試薬に誤装着防止機能の形状を有すること。
- (14) 1モジュールにつき、占有面積（幅×奥行）が1.50㎡以下であること。
- (15) 優先検体ポジションの数を変更可能であること。
- (16) キャリブレーションの自動認識機能を有し、6点キャリブレーションが1つのラックで処理する機能を有すること。
- (17) 機器バックアップと処理能力の点から、免疫分析装置モジュールどうしの連結が可能であること。
- (18) 搬送装置から装置専用ラック等に移載することなく、直接検体サンプリングをする機能を有すること。

3-1-2 搭載試薬は以下の要件を満たすこと

- (1) HBs抗原は国際単位IU/mLを用いた定量測定が可能であること。
- (2) 測定項目として、HBsAg、HBsAb、HBcAb、HCV、HIV、HTLV1、CEA、AFP、CA19-9、CA125、CA15-3、PSA、フリーPSA、PIVKAⅡ、ProGRP、SCC、シフラ、TSH、FT4、FT3、BNP、hsTnI、インスリン、Cペプチド、コルチゾール、LH、FSH、プロラクチン、エストラジオール、βHCG、フェリチン、タクロリムスを1機種で測定が可能なこと。
- (3) 緊急検査項目であるBNPと高感度トロポニンIが15分以内の反応時間で測定できること。
- (4) HIV抗原抗体試薬は第4世代で、一つの試薬で抗原抗体が測定できること。
- (5) HTLV測定試薬が第3世代試薬であること。
- (6) 甲状腺関連マーカー（TSH、フリーT3、フリーT4）の測定プロトコルは2ステップ法であること。

3-1-3 保守サービス体制は以下の要件を満たすこと

- (1) 新潟県内に技術員の駐在体制が整備されており、技術員が2名以上の体制が整備されていること。

3-2 全自動化学発光免疫測定装置(2)

3-2-1 分析装置は以下の要件を満たすこと

- (1) 装置の処理能力は1時間あたり240テスト以上、・検体同時搭載数は180検体以上あること。
- (2) 検査項目はHER2neu、TDMが測定できること。
- (3) 試薬消耗品の管理上、既に購入している試薬消耗品を使用できること。
- (4) 現行のオンライン仕様と変わらないこと。
- (5) 試薬搭載部は同時搭載項目は30項目以上あり、保冷機能を有していること。
- (6) 専用のSTAT検体投入口があり、緊急検体の測定結果を迅速に報告できること。
- (7) ディスポーザブルサンプルチップを採用し測定レンジの広い項目においてもキャリーオーバーの影響のない測定ができること。
- (8) 自動希釈は1倍～2500倍まで機能を有し自動再検、リフレックステストが設定でき、定量値として迅速に報告できること。
- (9) 試薬類（補助試薬・希釈液含む）及び消耗品（サンプルチップ・キュベット・洗浄液等）は随時交換可能なノンストップアッセイを実現できること。
- (10) データ保存は検体1,000,000テスト、QC500,000テストの結果まで保存でき、外部メディアへの保存はDVD、CD-RW、USBを使用できること。
- (11) ホストインターフェイスはRS232C双方向、ホストクリエイターネット接続ができること。

3-2-2 アフターサービスは以下の要件を満たすこと

- (12) 専門の教育を受けたエンジニアによるアフターサービスを会社として24時間実施しておりコールセンターを有すること（フリーダイヤル）。
- (13) 24時間出荷可能な倉庫を有しており4時間以内に対応できること。

3-2-3 その他

- (14) 3-1 機器の搬入、設置、調整等は製造元メーカーが行い、これを含むこと。
- (15) 3-2 製造元メーカーによる機器の取扱説明やトレーニングが行われること。

検体検査自動分析装置 明細書

参考銘柄の場合

メーカー等	品名・型式・機能等	品番	数量
	検体検査自動分析装置		1 式
	内訳)		
アボットジャパン	全自動化学発光免疫測定装置 Alinity i システム I2		1 式
キヤノンメディカル システムズ	臨床化学自動分析装置	TBA-FX8/9B	2 式
	臨床化学自動分析装置	TBA-120FR/JD	1 式
エイアンドティー	検体検査自動化システム	CLINILOG V4	1 式
シーメンスヘルスケア・ ダイアグノスティクス	全自動化学発光免疫測定装置 ケルミ ADVIA Centaur XPT		1 式

別紙様式

同 等 品 承 認 願

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者)

(電話番号)

(FAX番号)

1 番 号

2 品 名

仕様記載の品名	同等品承認希望品

契 約 書 (案)

件 名	検体検査自動分析装置			
契 約 金 額	¥	円		
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 円				
品 名	品質・規格	数量	単価	金 額
アボットジャパン 外 検体検査自動分析装置	明細書のとおり	明細書のとおり		円
履 行 期 限	令和5年1月31日			
履 行 場 所	新潟市民病院（新潟市中央区鐘木463-7）			
契 約 保 証 金	新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によること とされる新潟市契約規則第34条第3号により免除			

上記物品供給について新潟市民病院を甲とし、供給者を乙として、甲乙両者は次の物品供給契約条項の定めるところにより契約を締結し、この契約を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 新潟市中央区鐘木463番地7
新潟市民病院
新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

乙 住 所

氏 名

検体検査自動分析装置 明細書

メーカー等	品名・型式・機能等	品 番	数量
	検体検査自動分析装置		1 式
	内訳)		
アボットジャパン	全自動化学発光免疫測定装置 Alinity i システム I2		1 式
キヤノンメディカル システムズ	臨床化学自動分析装置	TBA-FX8/9B	2 式
	臨床化学自動分析装置	TBA-120FR/JD	1 式
エイアンドティー	検体検査自動化システム	CLINILOG V4	1 式
シーメンスヘルスケア・ ダイアグノスティクス	全自動化学発光免疫測定装置 ケルミ ADVIA Centaur XPT		1 式

物品供給契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、物品を履行期限までに引き渡し、甲は、当該物品の引渡しを受けた後、代金を支払うものとする。

3 引渡しをするために必要な一切の手段については、この契約条項及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

5 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

6 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

7 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称のいかんを問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。

8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

9 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

10 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。

11 この契約条項及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。

12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

13 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項各号の金員は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。

5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(契約の変更)

第5条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(履行の監督)

第6条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、立会いその他の方法により監督をすることができる。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、物品を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、当該通知のあった日から起算して10日以内に、乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。

- 3 甲は、納入された物品が前項の検査（第6項の検査をしたときは、同項の検査。以下これを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。
- 4 納入された物品の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。
- 5 甲は、検査に不合格となった物品について、物品の修補、代替物の納入、不足分の納入又は代金の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第13条の規定を準用する。
- 6 乙は、前項の物品の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項から前項までの規定を準用する。

（検査の遅延）

第8条 甲が、その責めに帰すべき事由により前条第2項に定める期間内に検査をしないときは、当該期間が満了する日の翌日から当該検査をした日までの期間（以下この条において「遅延期間」という。）の日数は、第10条第2項に規定する期間（以下この条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延期間の日数が当該約定期間の日数を超えるときは、当該約定期間は満了したものとし、乙は、当該約定期間の日数を超える日数に応じ、同条第3項の規定の例により遅延利息を請求することができる。

（不合格品の引取り）

第9条 乙は、検査の結果、不合格とされた物品については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の物品を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の物品の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

（支払）

第10条 乙は、物品の引渡しを終えたときは、書面をもって当該物品の代金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項に規定する期間内に代金が支払われなかったときは、当該代金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

（履行期限の延長）

第11条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。
- 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、

甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第12条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに物品を納入することができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日から検査に合格する日までの間の日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1、000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に物品の一部の引渡しがあったときは、当該引渡しに係る部分に相当する代金の額を契約金額から控除した額とする。

3 第1項の違約金は、代金の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときはこれをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

第13条 引き渡された物品が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、当該物品の修補、代替物の納入若しくは不足分の納入（以下これらを「追完」という。）又は代金の減額を求めることができる。

2 乙が前項の規定による追完に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に追完させることができる。

3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。

4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が納入の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。

(危険負担)

第14条 物品の引渡し前に生じた物品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

2 物品の引渡し前に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって物品が滅失したときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、代金の支払を拒むことができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。

(1) 履行期限までに契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに定められた期日までに契約の履行に着手しないとき。

(3) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について、不正があったとき。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
- (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は、乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。

3 乙は、前2項の規定によりこの契約が解除された場合は、物品の引渡しの前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は当該担保をもって違約金に充てることができる。

5 第3項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

（談合その他の行為による解除等）

第16条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定による当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。）。
 - (2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による解除をする場合について準用する。
- 3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償

請求をすることができない。

(賠償額の予定)

第17条 乙は、この契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、物品の引渡しの前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。

(1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 前条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲に当該契約の変更若しくは解除又は当該契約の履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(反社会的勢力の排除)

第19条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係

エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係

(3) 自らの役員(取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。)が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為

カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為

キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 前項第1号から第3号までの確約に反したことが判明した場合

(2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第20条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。